

(表)

事業の概要 ①									
敷地面積 ②		㎡							
給油空地 ③		間口		m		奥行		m	
注油空地 ④		有（容器詰替・移動貯蔵タンクに注入）・無							
空地の舗装 ⑤		コンクリート・その他（ ）							
建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造⑥		階数		建築面積		水平投影面積			
		階 ⑦		㎡		⑧ ㎡			
		壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口	
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造⑨		階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり	
			㎡	㎡					
上階の有無（給油取扱所以外）⑩		有（用途（ ）・無（有の場合、屋根又はひさしの有無（ ）・無（ ））							
建築物の用途別面積	用途 \ 項目	床又は壁で区画された部分の1階の床面積			床又は壁で区画された部分（係員のみが出入りするものを除く。（の床面積（2階以上を含む。）				
	第1号	⑪	㎡						
	第1号の2	⑫	㎡		⑬	㎡			
	第2号	⑭	㎡		⑮	㎡			
	第3号	⑯	㎡		⑰	㎡			
	第4号	⑱	㎡						
	第5号	⑲	㎡						
	計	⑳	㎡		㉑	㎡			
周囲の塀又は壁 ㉒		構造等			高さ	m			
		はめごろし戸の有無 有（網入りガラス・その他（ ））・無							

(裏)

固定給油設備等	項目 \ 設備	型 式	数	道路境界線からの間隔	敷地境界線からの間隔
	固 定 給 油 設 備			m	M
	固 定 注 油 設 備			m	m
固定給油設備以外の給油設備		給油配管及び（ホース機器・給油ホース車（ 台））・給油タンク車			
附 随 設 備 の 概 要		②③			
電 気 設 備		②④			
消 火 設 備		②⑤			
警 報 設 備		②⑥			
避 難 設 備		②⑦			
事務所等その他火気使用設備		②⑧			
滞 留 防 止 措 置		地盤を高くし傾斜を設ける措置 その他（ ）			
流 出 防 止 措 置		排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他（ ）			
タ ン ク 設 備 ②⑨		専用タンク		可燃性蒸気回収設備	有・無
		廃油タンク等		簡易タンク	
工 事 請 負 者 名 住 所 氏 名		③⑩ 電話			

- | | |
|-----|--|
| 備 考 | <p>1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <p>2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。</p> <p>3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。</p> <p>4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあっては、構造設備明細書（様式第4のホ又は様式第4のヘ）を添付すること。</p> |
|-----|--|

【給油取扱所構造設備明細書（表）記載要領】

根拠条文：省令第4条、第5条

①「事業の概要」の欄は、例えば「自動車用燃料の給油販売等及びこれに伴うサービス業務を行う。」等と記入する。また、自動車用給油取扱所の場合は自己所有の車両のみに給油することを明確に記入する。

②「敷地面積」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の敷地面積を記入する。

③「給油空地」の欄は、自動車等に直接給油し、及び自動車等が出入するために必要な給油空地の間口（10メートル以上）及び奥行き（6メートル以上）を記入する。

④「注油空地」の欄は、灯油又は軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000リットル以下のタンクに注入するための固定注油設備を設ける場合に必要、注油するための間口及び奥行きの有無に○をつける。

⑤「空地の舗装」の欄は、給油等する空地の舗装について記入する。

⑥「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄について

（1）屋外給油取扱所にあつては、給油取扱所の建築物の構造を記入する。

（2）建築物の一部に給油取扱所を設ける場合にあっては、給油取扱所の用に供する部分の構造を記入する。なお、建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の「階数」の欄は、設置する階を記入する。

（例）10階建ての1、2階部分

⑦「建築面積」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の建築面積で、建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定に準じて算定した面積を記入する。

⑧「水平投影面積」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積（ひさし、キャノピー等を含む。）を記入する。

⑨「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄について

（1）建築物の一部に給油取扱所を設置する場合、給油取扱所を含めた建築物全体の構造について記入する。なお、屋外給油取扱所を設置する場合は、斜線を記入する。

⑩「上階の有無（給油取扱所以外）」の欄

（1）用途

屋内給油取扱所の内、上階に給油取扱所以外の用途を有するものについては、消防法施行令別表第1の項及び用途を記入する。

（例）（五）項口（共同住宅）－3～5F

（2）屋根又はひさしの有無

上階に給油取扱所の業務を有するものについてのみ、屋根又はひさしの有無及び有の場合その長さを記入する。

⑪給油又は灯油の詰替えのための作業場（床又は壁で区画された部分に限る）のうち、1階の床面積を記入する。

※ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等が該当する。

⑫給油取扱所の業務を行うための事務所（床又は壁で区画された部分に限る。以下、「事務所等」という。）のうち、1階の床面積を記入する。

※事務室、販売室、会議室、応接室、更衣室、休憩室、当直室、倉庫、便所等が該当する。

⑬事務所等のうち、係員のみが出入りする部分を除いた部分の床面積（２階以上を含む。）を記入する。なお、係員のみが出入りする部分とは会議室、更衣室、休憩室、当直室、倉庫等が該当する。

⑭給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入りするものを対象とした店舗、飲食店又は展示場（床又は壁で区画された部分に限る。以下、「店舗等」という。）のうち、１階の床面積を記入する。

⑮店舗等の内、係員のみが出入りする部分を除いた部分の床面積（２階以上を含む。）を記入する。

⑯自動車等の点検・整備を行う作業場（床又は壁で区画された部分に限る。以下、「整備室等」と言う。）のうち、１階の床面積を記入する。

⑰整備室等のうち、係員のみが出入りする部分を除いた部分の床面積（２階以上を含む。）を記入する。

⑱自動車等の洗浄を行う作業（床又は壁で区画された部分に限る。）の床面積を記入する。

⑲給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらのものに係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の床面積を記入する。

⑳「⑪㎡」「⑫㎡」「⑭㎡」「⑯㎡」「⑰㎡」「⑱㎡」の合計を記入する。

㉑「⑬㎡」「⑮㎡」「⑰㎡」の合計を記入する。

㉒「周囲の塀又は壁」の欄は、例えば「構造等」は「コンクリートブロック塀、壁又は鉄筋コンクリート造」、「高さ」は「２．０ｍ」等と記入する。はめごろし戸の有無を記入する。

【給油取扱所構造設備明細書（裏）記載要領】

根拠条文：省令第4条、第5条

- ②③「附随設備の概要」の欄は、附随設備の種類及びその概要を記入する。
- ②④「電気設備」の欄は、電気設備についてその構造及び防爆ランク等を記入する。ただし、総合的に「電気設備の基準により設置」と記入することも認められる。
- ②⑤「消火設備」の欄は、危険物の規制に関する政令別表第5の消火設備の区分のうち、設置したものを記入する。
- ②⑥「警報設備」の欄は、危険物の規制に関する規則第37条で規定する区分のうち、設置したものを記入する。
- ②⑦「避難設備」の欄は、例えば「事務所1階避難口に誘導灯設置」等と概要を記入する。
- ②⑧「事務所等その他火気使用設備」の欄は、例えば「事務所にガストーブ1台」等と使用場所、種類、台数の概要を記入する。
- ②⑨「タンク設備」の欄は、タンクの概要を記入する。
（例）「地下タンク30KL×2基：SF二重殻タンク」,「簡易タンク600リットル×2基」等
- ③⑩「工事請負者住所氏名」の欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称及び住所並びに当該法人における当該工事の責任者の氏名、電話番号を記入する。